



たすけあい、自助、
互助、共助、公助の
4つからなります。

下毛野朝臣古麻呂(しもつけのあそんこまろ)
(大宝律令の制定に関わった下野市ゆかりの人物)

らいざま第5号で、県、近隣市町との広域連携を取り上げましたが、第7号では国との広域連携を対象とし、国が委員制度を設け地域福祉の向上を目指すものにスポットをあてました。地域における日常生活のセーフティネットをささえるために、国から委嘱され、日々、業務に従事し汗をかいている方がいます。

民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員について取材しましたのでご紹介します。

※委嘱・・・組織外の第三者に、お願いして組織や役割に就いてもらうこと



委員名には
意味があるん
ですね。

紹介する委員の特徴

	民生委員・児童委員	保護司	人権擁護委員	行政相談委員
根拠法	民生委員法(昭和23年制定) 児童福祉法(昭和22年制定)	保護司法 (昭和25年制定)	人権擁護委員法 (昭和24年制定)	行政相談委員法 (昭和41年制定)
委嘱者	厚生労働大臣	法務大臣	法務大臣	総務大臣
任期	3年	2年	3年	2年
目的使命	社会福祉の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。 (民生委員法第1条) 児童及び児童福祉につき、その保護、保健その他の福祉に関しサービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。 (児童福祉法第17条)	社会福祉の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改悔更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世間の尊厳に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。 (保護司法第1条)	国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、若し、これが侵害された場合には、その救済のため、すみやかに適切な措置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。 (人権擁護委員法第1条、2条)	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 (行政相談委員法第1条)
委嘱を受けるための条件等	知事の推薦	保護観察所の長の推薦	市長の推薦 議会の承認	市長の推薦
市の委員数	108人	21人	9人	3人



つながッテルね!
条例35条

(広域連携)

市は、広域化する行政課題に対して、近隣およびその他の市町村、県及び国との連携を積極的に関り、広域的なまちづくりを推進するものとする。